

# 平成28年度新潟市老人デイサービスセンター指定管理者事業計画書

施設名： 老人デイサービスセンター本町

指定管理者名： 社会福祉法人新潟市社会福祉協議会

## 1. 運営理念・基本方針等

### ①運営理念・基本方針

#### (1) 本会基本理念

「見逃さず受けとめ、つなぎ、共に創る社協」

利用者の抱える生活課題や個別ニーズに対応するため、本会の持つ情報や人材等の資源を活かし、本会の地域福祉部門とのさらなる連携強化を行い、一体的な支援を行う。また、要介護度の高い人を在宅で支えるため、専門性の向上、医療との連携等により、質の高いサービスを提供し、生活支援サービスの拡充を図るため、「住み慣れた地域での暮らしを支える在宅サービスの推進」を介護事業の基本目標とする。

#### (2) 老人デイサービスセンター本町の運営理念

「みんな笑顔！！目配り・気配り・心配り やさしい介護」

職員はこの理念のもと、日々の状態をしっかり把握しているからこそ見つけられる利用者が出す「サイン」に目を配り、見逃すことなく受け止める。そして、一人ひとりのニーズに応えられるよう、気配り、心配りを行い、心をこめたやさしい介護を提供することにより、利用者が安心して利用できるよう努める。利用者とともに職員全員、笑顔でいられることを大切にし、この理念に基づいた介護が、特に認知症を患っている利用者やその家族にも伝わるよう努める。

### ②事業の実施方法

定員	25名（介護予防）通所介護 5名（介護予防）認知症対応型通所介護
休館日	1月1日～1月2日
開館時間	8：30から17：30
サービス提供時間	午前9時05分から午後4時10分まで 延長時間は、午前8時30分から午前9時05分まで 及び午後4時10分から午後5時30分までとします。

### ③サービス内容

#### (1) 入浴サービス

- ・入浴形態   ア 特殊浴槽による入浴   イ 中間浴槽による入浴  
              ウ 一般浴槽による入浴
- ・介助の種類   ア 衣類着脱   イ 身体の清拭、洗髪、洗身  
              ウ その他必要な介助

#### (2) 給食サービス

- ア 準備、後始末の介助   イ 食事摂取の介助
- ウ その他必要な食事の介助

#### (3) 生活指導

テナンスの実施、什器備品を購入ではなくリースによる対応（コピー機、パソコン等）。

- (4) 要資格職種における欠員補充が困難である場合に、必要な人員数を満たすため同法人内での兼務発令による対応。
- (5) 各区で配置されている事務職員と調書作成の分担などにより、事務作業（時間）の効率化

### 3. サービスの向上に向けた取り組み

- (1) 利用者の個性に合わせた、画一的でない個別活動や継続的活動
- (2) 利用者の状況に合わせた食事形態での提供や、季節の年中行事に合わせた手作りによる行事食の提供
- (3) 利用者の要望にあわせた、サービス提供時間の柔軟な対応
- (4) 利用者満足度アンケートの実施

### 4. 要望・苦情への対応

苦情受付窓口を設置するとともに、苦情解決責任者（法人本部事務局長）、苦情担当責任者（法人本部課長）、苦情受付担当者（管理者）を設置し、日常的に利用者からの要望を職員が聴取し、その際に苦情受付担当者（管理者）へ報告。朝礼及び終礼や職員会議及び家族と連携し即時対応を図ることを常としており、事業所にて対応に余る内容については、区社協、本部担当課と協議、上司と相談の上指示を受け本人及び家族へ丁寧に説明するなど解決を図るとともに、より良いサービスの提供を利用者の声を更に反映させていくべく強化、努力していく。

### 5. 利用者家族との連携

通所時及び帰宅時の送迎の際に、家族との情報交換を行う等その他、連絡帳を使用し利用者の体調管理及び様々な情報を得て快適なサービスの提供に努める。

### 6. 地域や関係機関との連携

関係機関とは、主に生活相談員がサービス担当者会議やサービス提供票を元にケアマネジャーの作成するケアプランを把握しサービスの向上に努めていく。また、新規利用の際、その後の利用状況などについて日常的に電話連絡を行うなど、利用者の状態の把握及びより良いサービスの提供に努める。

施設で行事を開催する際には、地域（自治会、福祉施設等）と協力し事業を実施していく。また、避難訓練を実施する際には、併設施設と合同開催し連携を図っていく。

### 7. 職員配置・勤務体制

(9) 送迎時の運転員への安全運転、雨天や強風など天候に関する注意喚起。

**②事故又は災害発生時等の緊急時における対応**

- (1) 本会災害発生時の職員配備により職員を配置。
- (2) 緊急連絡網を整備、電話の前に貼り付けるなど、どんな時でも冷静に対応できる体制整備。
- (3) 発電機の準備、非常食や飲料水などの備蓄。

**11. 利用者の健康及び衛生管理**

**①利用者の健康管理に関する取り組み**

- (1) 利用者の病歴や普段の様子に基づいて、体調変化を早めに把握し受診へつなげる。
- (2) 自宅での生活習慣の情報収集に努め、必要時は家族・ケアマネジャー・主治医からも情報を得ながら、当センターの看護職員からの助言。
- (3) 月に1回全利用者の体重測定を行い、急激な体重の変化が見られた場合は、必要に応じて月1回以上の測定。
- (4) 管理栄養士が作成したメニューで、バランスの良い食事の提供。
- (5) 口腔機能向上加算を提案し、3ヶ月に1回の歯科衛生士による口腔指導を実施。

**②感染症や食中毒等の予防、発生時の対応及び再発防止に関する考え方と具体的な方策**

本会では、マニュアルに基づき、感染症や食中毒等の対策を行っています。

「感染症予防及びまん延防止に関する研修」を受け、受けた職員より全職員に伝達研修を実施。実際に場面を想定した実習を行い、全職員で対応する。

**12. 個人情報の保護**

本会では、厚生労働省のガイドラインに基づき、「個人情報保護規程」及び「個人情報保護規程実施要綱」、「個人情報保護事務取扱要領」を整備しています。

職員に対しては、本会の方針（プライバシーポリシー）を明示し、マニュアルや様式を整備した上で周知、適正な個人情報の取り扱いについて徹底しています。

また、採用時に、「守秘義務に関する契約書」を交わし、説明を行い、**在職中のみならず退職後も個人情報の保護ができる体制を整えています。**全職員に対しては、年間で計画的に研修を行い、個人情報の保護に努めています。

# 契約書別紙（兼重要事項説明書） 通所介護・介護予防通所介護

## 1. 事業者（法人）の概要

法人の名称	社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	設立年月日	昭和31年3月29日
主たる事務所の所在地	新潟市中央区八千代1丁目3番1号 新潟市総合福祉会館3F		
代表者（職名・氏名）	会長 関 昭一	電話番号	025-243-4366

## 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	老人デイサービスセンター本町	指定年月日	平成17年4月1日指定
サービスの種類	通所介護・介護予防通所介護	事業所番号	1570104818
事業所の所在地	新潟県新潟市中央区本町通 1 番町168番2	定員	25人
管理者の氏名	深井 祐介	電話番号	025-227-5802
通常の事業の実施地域	新潟市中央区役所管内		

## 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

## 4. 提供するサービスの内容

通所介護（又は介護予防通所介護）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

## 5. 営業日時

営業日	1月1日から1月2日を除く毎日 (なお、事業所の開設している時に臨時的に休業する場合は、事前に連絡致します)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時05分から午後4時10分まで 延長時間は、午前8時30分から午前9時05分まで 及び 午後4時10分～午後5時30分まで とします。

## 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数			従業者の職種	勤務の形態・人数		
管理者（兼務）	常勤	人、非常勤	人	看護職員（兼務）	常勤	人、非常勤	人
介護職員（兼務）	常勤	人、非常勤	人	機能訓練指導員（兼務）	常勤	人、非常勤	人
生活相談員（兼務）	常勤	人、非常勤	人				

## 7. 利用料

利用料は、以下の基本単位に加算を含めた費用の総額（1か月分）となります。また、新潟市は介護保険の定める地域区分「七級地」に該当するため、利用料は総額（1か月分）の1単位に10.14円を乗じた金額となります。

サービス提供を利用した場合は、利用料の1割又は、ある一定以上の所得の方については、2割をご負担いただきます。ただし、介護給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### (1) 通所介護の利用料【基本部分：通所介護費（通常規模型）】

要介護度	基本単位（1単位：10円）		
	所要時間		
	3時間以上5時間未満	5時間以上7時間未満	7時間以上9時間未満
要介護1	380単位	572単位	656単位
要介護2	436単位	676単位	775単位
要介護3	493単位	780単位	898単位
要介護4	548単位	884単位	1,021単位
要介護5	605単位	988単位	1,144単位

(注1) 上記の基本料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

利用者の主治医	医療機関名称	氏名	
	所在地	電話番号	
緊急連絡先	氏名	続柄	
	住所	電話番号	

### 9. 非常時災害対策

非常災害等に備えて必要な設備を設けるとともに関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員及び利用者へ伝えます。また、非常災害時等に備えるため計画に基づき避難、救出その他必要な訓練を実施します。

### 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

### 11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	責任者	(管理者) 深井 祐介	電話番号 025-227-5802
事業者相談窓口	名称	社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	電話番号 0120-294-508
	所在地	新潟市中央区八千代1丁目3番1号 新潟市総合福祉会館 3F (8:30~17:15)	
第三者委員	新潟医療福祉大学教授	丸田 秋男	電話番号 025-257-4473
	身体障害者授産施設「もぐら工房」所長	田中 滋世	電話番号 025-260-3700

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	新潟市介護保険課	電話番号 025-226-1273(直通)
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

### 12. サービスの利用にあたっての留意事項

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の方がサービスを利用しますので、周りの方のご迷惑にならないように注意してください。また、職員の指示には必ず従ってください。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 風邪・病気の場合はサービスの提供をお断りすることがあります。
- (5) 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合やご利用中に体調が悪くなった場合、サービスの内容の変更・中止も考えられます。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応いたします。また、必要に応じて、速やかに主治医等に連絡をとるなど必要な処置を講じさせていただきます。
- (6) 職員および他利用者に対しての贈り物や飲食物の提供は固くお断りいたします。

平成 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 新潟市中央区八千代1丁目3番1号 説明者  
 事業者名 社会福祉法人新潟市社会福祉協議会 所属：老人デイサービスセンター本町  
 代表者職・氏名 会長 関 昭 職・氏名： 印



私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。  
 また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所 氏名： 印

法定代理人 住所 氏名： 印

立会人 住所 氏名： 印

# 契約書別紙（兼重要事項説明書） 認知症対応型通所介護・認知症対応型介護予防通所介護

## 1. 事業者（法人）の概要

法人の名称	社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	設立年月日	昭和31年3月29日
主たる事務所の所在地	新潟市中央区八千代1丁目3番1号 新潟市総合福祉会館3F		
代表者（職名・氏名）	会長 関 昭一	電話番号	025-243-4366

## 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	老人デイサービスセンター本町	指定年月日	平成17年4月1日指定
サービスの種類	認知症対応型通所介護 認知症対応型介護予防通所介護	事業所番号	1570104818
事業所の所在地	新潟県新潟市中央区本町通1番町168番2	定員	5人
管理者の氏名	深井 祐介	電話番号	025-227-5802
通常の事業の実施地域	新潟市中央区役所管内		

## 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護支援専門員の作成する「居宅サービス計画」と当施設の作成する「認知対応型（介護予防）通所介護計画」に従い、家庭においてできるだけ自立した生活が送れるようサービスを提供します。

## 4. 提供するサービスの内容

認知症対応型通所介護（又は認知対応型介護予防通所介護）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

## 5. 営業日時

営業日	1月1日から1月2日を除く毎日 (なお、事業所の開設している時に臨時的に休業する場合は、事前に連絡致します)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時05分から午後4時10分まで 延長時間は、午前8時30分から午前9時05分まで 及び 午後4時10分～午後5時30分まで とします。

## 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数			従業者の職種	勤務の形態・人数		
管理者（兼務）	常勤	人、非常勤	人	看護職員（兼務）	常勤	人、非常勤	人
介護職員（兼務）	常勤	人、非常勤	人	機能訓練指導員（兼務）	常勤	人、非常勤	人
生活相談員（兼務）	常勤	人、非常勤	人				

## 7. 利用料

利用料は、以下の基本単位に加算を含めた費用の総額（1か月分）となります。また、新潟市は介護保険の定める地域区分「七級地」に該当するため、利用料は総額（1か月分）の1単位に10.17円を乗じた金額となります。

サービス提供を利用した場合は、利用料の1割又は、ある一定以上の所得の方については、2割をご負担いただきます。ただし、介護給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### (1) 認知対応型通所介護の利用料【基本部分：通所介護費】

基本単位（1単位：10円）			
要介護度	所要時間		
	3時間以上5時間未満	5時間以上7時間未満	7時間以上9時間未満
要介護1	564単位	865単位	985単位
要介護2	620単位	958単位	1,092単位
要介護3	678単位	1,050単位	1,199単位
要介護4	735単位	1,143単位	1,307単位
要介護5	792単位	1,236単位	1,414単位

(注1) 上記の基本単位は、厚生労働大臣が告示で定める単位であり、これが改定された場合は、これら単位も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本単位を書面でお知らせします。

## 8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関名称		氏名	
	所在地		電話番号	
緊急連絡先	氏名		続柄	
	住所		電話番号	

## 9. 非常時災害対策

非常災害等に備えて必要な設備を設けるとともに関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員及び利用者に伝えます。また、非常災害時等に備えるため計画に基づき避難、救出その他必要な訓練を実施します。

### 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

### 11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	責任者	(管理者) 深井 祐介	電話番号 025-227-5802
事業者相談窓口	名称	社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	電話番号 0120-294-508
	所在地	新潟市中央区八千代1丁目3番1号 新潟市総合福祉会館3F (8:30~17:15)	
第三者委員	新潟医療福祉大学教授	丸田 秋男	電話番号 025-257-4473
	身体障害者授産施設「もぐら工房」所長	田中 滋世	電話番号 025-260-3700

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	新潟市介護保険課	電話番号 025-226-1273(直通)
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

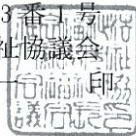
### 12. サービスの利用にあたっての留意事項

- サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- 複数の方がサービスを利用しますので、周りの方のご迷惑にならないように注意してください。また、職員の指示には必ず従ってください。
- 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- 風邪・病気の場合はサービスの提供をお断りすることがあります。
- 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合やご利用中に体調が悪くなった場合、サービスの内容の変更・中止も考えられます。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応いたします。また、必要に応じて、速やかに主治医等に連絡をとるなど必要な処置を講じさせていただきます。
- 職員に対しての贈り物や飲食物の提供は固くお断りいたします。

平成 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 新潟市中央区八千代1丁目3番1号 説明者  
事業者名 社会福祉法人新潟市社会福祉協議会 所属：老人デイサービスセンター本町  
代表者職・氏名 会長 関 昭 職・氏名： 印



私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。  
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所 氏名： 印

法定代理人 住所 氏名： 印

立会人 住所 氏名： 印